

退職手当 関係

目 次

1	本県の特別職職員の退職手当制度	1
2	本県の一般職職員の退職手当制度	2
3	本県の退職手当の改正の経緯	4
4	他の都道府県の知事の退職手当	5
5	他の都道府県の副知事の退職手当	6
6	県内の市長・副市長の退職手当	7

1 特別職職員の退職手当制度

(1) 退職手当の算定方法

$$\text{退職手当額} = \text{給料月額} \times \text{支給率} \times \text{在職月数}$$

(2) 退職手当の支給額（任期满了の場合）

区分	退職手当額
知事	給料月額 1,301 千円 × 支給率 65/100 × 在職月数 48 月 = <u>40,591 千円</u>
副知事	給料月額 1,063 千円 × 支給率 40/100 × 在職月数 48 月 = <u>20,410 千円</u>
教育長	給料月額 824 千円 × 支給率 30/100 × 在職月数 36 月 = <u>8,899 千円</u>
人事委員会 常勤委員等	給料月額 745 千円 × 支給率 15/100 × 在職月数 48 月 = <u>5,364 千円</u>

○静岡県特別職職員の退職手当に関する条例

第二条 この条例の規定による退職手当は、特別職職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 前項の規定による退職手当の支給は、当該特別職職員の任期ごとに行う。

第三条 特別職職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に当該任期に係る在職期間を乗じて得た額に、次の各号に掲げる特別職職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 知事 100分の65
- (2) 副知事 100分の40
- (3) 教育長 100分の30
- (4) 人事委員会の常勤の委員 100分の15
- (5) 常勤の監査委員 100分の15
- (6) がんセンター事業の管理者 100分の15

2 一般職職員の退職手当制度

(1) 退職手当の算定方法

退職手当額
＝基本額（退職日の給料月額×支給率(※1)×調整率(※2)）＋調整額(※3)
※1 退職事由(自己都合・定年等)、勤続年数に応じて決定
※2 退職手当の公民較差に応じて決定
※3 職務の複雑、困難及び責任の度に応じて決定

(2) 退職手当の支給水準の引下げ（H29.12議会）

退職給付の支給水準の官民較差(△781千円・△3.08%)の解消を理由とした国家公務員の退職手当の支給水準の引下げに準じ、退職手当の調整率を引下げ

	改正前 (H26.7.1～H29.12.31)	改正後 (H30.1.1～)
調整率	<u>87/100</u>	<u>83.7/100</u>

<参考>退職給付水準の官民格差（令和4年4月人事院公表）

退職一時金と企業年金(使用者拠出分)を合わせた退職給付額での官民比較 民間 24,055 千円、公務 24,070 千円 <u>(15 千円 (0.06%) 公務が上回る)</u> <同職種の者について、退職事由及び勤続年数を合わせて比較>
--

<参考>国家公務員の退職手当の取扱いについて（令和4年4月25日付総務省通知）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 国家公務員の退職手当について、国家公務員制度担当大臣より
「官民でおおむね均衡しており、国家公務員の退職手当の水準改定は、今回は必要ないと考えます。」と発言があったところであり、国においては、退職手当の水準改定を行わないこととされています。○ 各地方公共団体におかれましては、これらの取扱いを踏まえ、適切に対応いただくようお願いいたします。 |
|---|

(3) 計算例 (部長級の職員が定年退職した場合)

- ・ 61歳で定年退職、勤続38年
 - ・ 60歳時点の給料月額：行政職給料表10級1号給 532,986円
退職時の給料月額：行政職給料表5級101号給 403,484円
 - ・ 調整額区分は額の多い方から、第1号12月、第2号12月、第3号36月
- 基本額 $532,986円 \times 57.0 \times 83.7/100$
 $+ 403,484円 \times (57.0 - 57.0) \times 83.7/100 = 25,428,229円$
- 調整額 $70,400円 \times 12月 + 65,000円 \times 12月 + 59,550円 \times 36月 = 3,768,600円$
- 退職手当額 = 基本額 + 調整額 = 29,196,829円

< 支給率 >

勤続年数	自己都合	定年
5年	3.0	5.0
10年	6.0	10.0
15年	12.4	19.375
20年	23.5	29.375
25年	33.5	39.75
30年	41.5	48.75
35年	47.5	57.0※
40年	53.5	57.0※

※勤続年数35年以上は、57.0

< 調整額 >

区分	調整月額	適用者 (行政職給料表)	職務の例
第1号	70,400円	10級	部長
第2号	65,000円	9級	部長代理
第3号	59,550円	8級	局長
第4号	54,150円	7級	課長
第5号	43,350円	6級	参事、課長代理、出先課長
第6号	32,500円	5級	班長
第7号	27,100円	4級	総括主査、主査
第8号	21,700円	3級	主任
第9号	0円	2級、1級	主事、技師

3 本県の退職手当の改正の経緯

国の改正	本県	
	一般職退職手当	特別職の退職手当
昭和 28 年 退職手当法制定	昭和 30 年 退職手当条例制定	昭和 26 年 静岡県政功労者に関する条例制定
昭和 46 年 官民比較 官が民を約 2 割下回る 昭和 48 年 引上げ改正 ※調整率 100/100→120/100	昭和 48 年 国に準じて引上げ	—
昭和 53 年 官民比較 官が民を約 1 割上回る 昭和 56 年 引下げ改正 ※調整率 120/100→110/100	昭和 57 年 国に準じて引下げ	昭和 56 年 国退職手当引下げを勘案し支給率を引下げ ※知事 90/100⇒80/100
昭和 58 年 官民比較 官民ほぼ均衡⇒改正なし	国に準じて改正なし	—
平成元年 官民比較 官民ほぼ均衡⇒改正なし	国に準じて改正なし	—
平成 8 年 官民比較 官民ほぼ均衡⇒改正なし	国に準じて改正なし	—
—	—	平成 9 年 特別職退職手当条例創設 他の都道府県の状況を勘案し支給率を引下げ ※知事 80/100⇒75/100
平成 13 年 官民比較 官が民を約 6 % 上回る 平成 15 年 引下げ改正 ※調整率 110/100→104/100	平成 16 年 国に準じて引下げ	—
平成 18 年官民比較 官民ほぼ均衡⇒改正なし	国に準じて改正なし	—
—	—	平成 19 年 当時の社会情勢・他の都道府県の状況を踏まえ、一任期中の総支給額を適正化する観点から引下げ（平成 18 年報酬審） ※知事 75/100⇒65/100
平成 23 年官民比較 官が民を約 14% 上回る 平成 25 年 引下げ改正 ※調整率 104/100→87/100	平成 25 年 国に準じて引下げ	— 一任期中の総支給額は、財政力等が類似する他の都道府県と比べても低いため、退職手当を据え置き（平成 25 年報酬審）
平成 28 年官民比較 官が民を約 3 % 上回る 平成 30 年 引下げ改正 ※調整率 87/100→83.7/100	平成 30 年 国に準じて引下げ	— 一任期中の総支給額は、財政力等が類似する他の都道府県と比べて適正な水準にあるため、退職手当を据え置き（令和 3 年報酬審）
令和 4 年官民比較 官民ほぼ均衡⇒改正なし	国に準じて改正なし	—

4 他の都道府県の知事の退職手当

令和6年10月1日現在、単位：円

区分	支給額（制度上）				一任期	
	給料月額	支給率	退職手当 （1任期）	順位	総支給額 （千円）	順位
北海道	1,380,000	0.493	32,656,320	35	126,510	14
青森県	1,260,000	0.55	33,264,000	29	117,860	37
岩手県	1,230,000	0.65	38,376,000	11	121,672	22
宮城県	1,310,000	0.63	39,614,400	8	132,122	9
秋田県	1,210,000	0.70	40,656,000	3	121,544	23
山形県	1,240,000	0.53	31,545,600	36	114,799	42
福島県	1,320,000	0.536	33,960,960	26	122,969	21
茨城県	1,340,000	0.56	36,019,200	17	126,764	13
栃木県	1,290,000	0.60	37,152,000	16	124,884	17
群馬県	1,310,000	0.57	35,841,600	18	124,555	18
埼玉県	1,420,000	0.60	40,896,000	2	137,058	6
千葉県	1,390,000	0.60	40,032,000	6	144,952	3
東京都	1,460,000	0.50	35,040,000	23	153,680	1
神奈川県	1,450,000	0.60	41,760,000	1	150,352	2
新潟県	1,280,000	0.61	37,478,400	13	124,158	19
富山県	1,300,000	0.53	33,072,000	31	122,980	20
石川県	1,300,000	0.50	31,200,000	38	119,236	30
福井県	1,300,000	0.60	37,440,000	14	125,476	15
山梨県	1,250,000	0.502	30,120,000	43	114,772	43
長野県	1,292,000	0.53	32,868,480	34	120,363	25
岐阜県	1,340,000	0.58	37,305,600	15	129,283	11
静岡県	1,301,000	0.65	40,591,200	4	128,695	12
愛知県	1,379,000	0.57	37,729,440	12	138,644	5
三重県	1,280,000	0.56	34,406,400	25	121,086	24
滋賀県	1,250,000	0.59	35,400,000	21	120,052	27
京都府	1,292,000	0.62	38,449,920	10	133,734	8
大阪府	廃止（平成27年11月～）				101,048	47
兵庫県	1,340,000	0.63	40,521,600	5	139,370	4
奈良県	1,214,000	0.609	35,487,648	20	120,116	26
和歌山県	1,210,000	0.568	32,989,440	32	118,846	32
鳥取県	1,165,000	0.60	33,552,000	28	109,338	45
島根県	1,280,000	0.494	30,351,360	42	116,291	41
岡山県	1,290,000	0.57	35,294,400	22	125,158	16
広島県	1,389,000	0.534	35,602,848	19	136,359	7
山口県	1,290,000	0.50	30,960,000	40	118,319	36
徳島県	1,300,000	0.50	31,200,000	38	119,236	30
香川県	1,285,000	0.483	29,791,440	44	116,812	39
愛媛県	1,320,000	0.481	30,476,160	41	119,868	28
高知県	1,220,000	0.48	28,108,800	46	109,665	44
福岡県	1,350,000	0.519	33,631,200	27	129,338	10
佐賀県	1,260,000	0.55	33,264,000	29	118,591	33
長崎県	1,260,000	0.52	31,449,600	37	116,774	40
熊本県	1,240,000	0.58	34,521,600	24	118,494	34
大分県	1,243,000	0.551	32,874,864	33	117,051	38
宮崎県	1,240,000	0.65	38,688,000	9	118,445	35
鹿児島県	1,240,000	0.67	39,679,999	7	119,437	29
沖縄県	1,230,000	0.50	29,520,000	45	107,748	46
平均	1,294,348	0.56	35,018,271		123,713	

5 他の都道府県の副知事の退職手当

令和6年10月1日現在、単位：円

区分	支給額（制度上）				一任期	
	給料月額	支給率	退職手当 （1任期）	順位	総支給額 （千円）	順位
北海道	1,100,000	0.416	21,964,800	10	96,776	9
青森県	970,000	0.40	18,624,000	32	83,750	39
岩手県	950,000	0.45	20,520,000	17	84,856	33
宮城県	1,020,000	0.41	20,073,600	23	92,106	15
秋田県	930,000	0.45	20,088,000	22	82,260	41
山形県	954,000	0.365	16,714,080	45	80,765	44
福島県	1,030,000	0.454	22,445,760	7	91,898	16
茨城県	1,080,000	0.42	21,772,800	13	94,910	11
栃木県	1,010,000	0.45	21,816,000	12	90,508	19
群馬県	1,060,000	0.43	21,878,400	11	93,662	12
埼玉県	1,134,000	0.46	25,038,720	2	101,833	5
千葉県	1,110,000	0.45	23,976,000	3	107,752	3
東京都	1,192,000	0.40	22,886,400	6	119,729	1
神奈川県	1,160,000	0.45	25,056,000	1	111,948	2
新潟県	1,002,000	0.42	20,200,320	20	88,056	22
富山県	1,020,000	0.40	19,584,000	25	90,146	20
石川県	1,020,000	0.36	17,625,600	38	86,702	23
福井県	1,020,000	0.45	22,032,000	9	91,108	17
山梨県	960,000	0.367	16,911,360	43	81,923	42
長野県	996,000	0.38	18,167,040	34	85,616	31
岐阜県	1,060,000	0.41	20,860,800	16	93,619	13
静岡県	1,063,000	0.40	20,409,600	19	92,396	14
愛知県	1,093,000	0.42	22,034,880	8	102,033	4
三重県	1,010,000	0.37	17,937,600	36	86,334	25
滋賀県	980,000	0.41	19,286,400	29	85,650	30
京都府	1,023,000	0.43	21,114,720	15	96,570	10
大阪府	1,050,000	0.20	10,080,000	47	80,388	45
兵庫県	1,050,000	0.47	23,688,000	4	101,156	6
奈良県	947,000	0.435	19,773,360	24	86,345	24
和歌山県	950,000	0.404	18,422,400	33	85,836	28
鳥取県	917,000	0.40	17,606,400	39	77,259	47
島根県	1,000,000	0.349	16,752,000	44	83,892	38
岡山県	1,020,000	0.40	19,584,000	25	90,644	18
広島県	1,091,000	0.385	20,161,680	21	99,314	7
山口県	1,020,000	0.40	19,584,000	25	88,658	21
徳島県	990,000	0.40	19,008,000	31	86,051	27
香川県	980,000	0.367	17,263,680	42	83,629	40
愛媛県	1,010,000	0.365	17,695,200	37	86,091	26
高知県	940,000	0.35	15,792,000	46	78,632	46
福岡県	1,080,000	0.394	20,424,960	18	96,971	8
佐賀県	990,000	0.38	18,057,600	35	85,100	32
長崎県	990,000	0.366	17,392,320	41	84,432	37
熊本県	970,000	0.41	19,089,600	30	84,778	34
大分県	992,000	0.367	17,475,072	40	84,653	36
宮崎県	980,000	0.46	21,638,400	14	84,672	35
鹿児島県	970,000	0.50	23,280,000	5	85,670	29
沖縄県	970,000	0.42	19,555,200	28	81,247	43
平均	1,018,170	0.41	19,815,803		89,964	

6 県内の市長・副市長の退職手当

令和6年4月1日現在（単位：千円）

区分		市長			副市長		
		給料月額	支給率	退職手当	給料月額	支給率	退職手当
1	富士市	990	60/100	28,512	800	35/100	13,440
2	静岡市	1,250	40/100	24,000	940	25/100	11,280
3	沼津市	1,005	45/100	21,708	800	35/100	13,440
4	藤枝市	900	50/100	21,600	720	30/100	10,368
5	焼津市	884	50/100	21,216	708	30/100	10,195
6	浜松市	1,277	—	定額 20,000	928	—	定額 10,000
7	磐田市	960	在職1年 あたり 500/100	19,200	780	在職1年 あたり 300/100	9,360
8	島田市	870	45/100	18,792	712	30/100	10,253
9	伊東市	855	45/100	18,468	727	28/100	9,771
10	掛川市	911	42/100	18,366	734	25/100	8,808

※ 市長の退職手当の上位10市

※ 任期4年満了の場合の金額

<参考>

区分	知事			副知事		
	給料月額	支給率	退職手当	給料月額	支給率	退職手当
静岡県	1,301	65/100	40,591	1,063	40/100	20,410